

大館市指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱(平成19年4月1日)第6条に規定する指名停止基準について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、建設工事に係る有資格業者登録名簿に登録されている者(以下「有資格業者」という。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事の所管課等の長(以下「工事所管課長等」という。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 第1項により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表各号に掲げる措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24ヵ月を超える場合は24ヵ月)まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められた時は、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格

業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は大館市の職員が「談合がある」と疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定のいずれかの適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 大館市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（指名停止の通知及び公表）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第2条第3項の規定により指名を取り消し、第4条第5項の規

定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号又は様式第4号により通知するとともにその内容を公表するものとする。

2 前項により通知を行う場合で、その通知の内容が指名停止を行うこととするものであり、かつ当該通知の対象者が秋田県外に主たる営業所又は従たる営業所を有する者であるときは、当該指名停止内容の公表をもって通知に代えることができるものとする。

3 契約検査課長は、市長が、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第5号、様式第6号又は様式第7号により工事所管課長等に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大館市（以下「市」という。）の発注に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 工事所管課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、工事所管課長等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請負等の禁止）

第8条 工事所管課長等は、指名停止の期間中の有資格業者が当該工事所管課長等が所管する工事の全部もしくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第 10 条 第 2 条第 1 項の規定により指名停止の措置を受けた者及び第 9 条の規定により警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)の措置を受けた者は、当該措置について、書面(次項において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面は、次に掲げる事項を記載する任意の様式とする。

- (1) 申立者の商号又は名称及び住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して 2 週間以内(大館市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 1 1 号)第 1 条に規定する休日(以下「休日」という。以下同じ。)を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。)

(苦情申立てに対する回答)

第 11 条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 5 日以内(休日を含まない。)に書面(様式第 8 号)により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第 12 条 市長は、第 1 0 条第 3 項の申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果等の公表)

第 13 条 市長は、第 1 1 条第 1 項の回答をしたときは、申立て及びそれに対する回答の内容を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第14条 第11条第1項の回答に不服がある者は、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 指名停止 当該指名停止の期間内（第11条第1項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、第11条第1項の回答の翌日から2週間以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）

(2) 警告等 第11条第1項の回答の翌日から起算して2週間以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）

（適正入札・契約推進委員会に対する審議依頼）

第15条 市長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに大館市適正入札・契約推進委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第16条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面（様式第9号）により回答するものとする。

2 前項の規定による回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- (2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要

（再苦情申立ての却下）

第17条 市長は、第14条第2項の申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情処理結果等の公表）

第18条 市長は、第16条第1項の回答をしたときは、申立て及びそれに対する回答の内容を速やかに公表するものとする。

(指名停止に係る審議及び庶務)

第 19 条 指名停止に係る事案については、指名審査会において審議するものとし、庶務は総務部契約検査課が行う。

(他の有資格業者への準用)

第 20 条 建設工事以外の業務種別に係る有資格業者の指名停止については、本要綱の規定を準用するものとする。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、有資格業者に対する指名停止措置の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(旧要綱の廃止)
- 2 大館市指名停止要綱（平成 16 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日 一部改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 1 日 一部改正）

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 2 日 一部改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

大館市内で生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間	運用基準	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大館市の発注する工事（以下「市発注工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 12ヶ月以内</p>	<p>ア 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。</p> <p>イ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。</p> <p>ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。</p> <p>エ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。</p> <p>オ その他の場合</p>	<p>12ヶ月</p> <p>9ヶ月</p> <p>6ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>1ヶ月以上 6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内</p>	<p>ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。</p> <p>イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき又は大館市工事成績評定要領に基づく評定点合計が50点未満のとき（「法令遵守等」の考査項目において、指名停止による減点があった場合は、当該点数を除外する。）。</p> <p>ウ 大館市から文書により修補の指示を受けたとき。</p> <p>エ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>6ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>

<p>3 秋田県内における工事で前号に掲げる以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 3ヶ月以内</p>	<p>ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。</p> <p>イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。</p> <p>ウ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 4ヶ月以内</p>	<p>ア 請負者の事由により、契約が解除となったとき。</p> <p>イ 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかつたとき。</p> <p>ウ 監督・検査業務の執行を妨害したと認められるとき。</p> <p>エ 施工体制台帳の提出等、必要な報告を怠つたとき。</p> <p>オ その他契約書、仕様書等（大館市が定める技術者配置に関する基準及び下請契約に関する基準を含む。以下同じ。）に違反した場合において、その影響が重大と認められるとき（アからオに該当する場合を除く。）。</p> <p>カ その他契約書、仕様書等に違反したと認められるとき（前号の場合を除く。）。</p>	<p>4ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内</p>	<p>ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者（全治30日以上に加療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合</p> <p>イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合</p> <p>ウ 重傷者を生じさせた場合</p>	<p>9ヶ月</p> <p>6ヶ月</p> <p>3ヶ月</p>

<p>6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 4ヶ月以内</p>	<p>エ 軽傷者（負傷者のうち、重傷者以外の者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合</p> <p>オ 公衆へ重大な損害（物損の程度が甚大又は社会に及ぼした影響が甚大と認められるとき。以下同じ。）を与えた場合</p> <p>カ 公衆へ損害を与えた場合</p> <p>ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合</p> <p>イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合</p> <p>ウ 重傷者を生じさせた場合又は公衆へ重大な損害を与えた場合</p>	<p>1ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>4ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>7 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき</p> <p>8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 3ヶ月以内</p>	<p>ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合</p> <p>イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合</p> <p>ウ 重傷者を生じさせた場合</p> <p>エ 軽傷者を生じさせた場合</p> <p>ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合</p> <p>イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合</p> <p>ウ 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>6ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間	運用基準	期間
(贈賄)			
1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、大館市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上 24ヶ月以内	ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)の逮捕等 イ 有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で上記アに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)又はその使用人で 一般役員等以外のもの (以下「使用人」という。)の逮捕等	18ヶ月 16ヶ月
2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、秋田県内の他の公共機関への職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上 24ヶ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は 使用人の 逮捕等	16ヶ月 14ヶ月
3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、秋田県外の他の公共機関への職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上 24ヶ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は 使用人の 逮捕等	14ヶ月 12ヶ月
(独占禁止法違反行為)			
4 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12ヶ月以上 24ヶ月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は 代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合 ※独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事請負契約の相手方として不相当であ	18ヶ月 16ヶ月

<p>5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 秋田県内における違反</p> <p>(2) 秋田県外における違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12ヶ月以上 24ヶ月以内</p> <p>12ヶ月以上 24ヶ月以内</p>	<p>ると認められるときは、次のいずれかに該当する場合とする。この場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。（以下同じ。）。</p> <p>①公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき。</p> <p>②公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき。</p> <p>③公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。</p> <p>④公正取引委員会から審決が出されたとき。</p> <p>⑤有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合</p> <p>イ 前号以外の場合</p> <p>ア 20者以上の関与が認められる場合又は、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員が逮捕等された場合</p> <p>イ 前号以外の場合</p>	<p>16ヶ月</p> <p>14ヶ月</p> <p>14ヶ月</p> <p>12ヶ月</p>
<p>(競売入札妨害及び談合)</p> <p>6 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12ヶ月以上 24ヶ月以内</p>	<p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</p>	<p>18ヶ月</p> <p>16ヶ月</p>

<p>7 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 秋田県内における違反</p> <p>(2) 秋田県外における違反</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12ヶ月以上 24ヶ月以内</p> <p>12ヵ月以上 24ヵ月以内</p>	<p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</p>	<p>16ヶ月</p> <p>14ヶ月</p> <p>14ヵ月</p> <p>12ヵ月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 秋田県内における違反</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 若しくは当該認定をした日から</p> <p>4ヶ月以上 12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日 若しくは当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上 9ヶ月以内</p>	<p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>エ 営業停止処分がなされたとき又は営業停止が相当と認められる行為が明らかになったとき。</p> <p>オ 指示処分がなされたとき又は指示処分が相当と認められる行為が明らかになったとき</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p>	<p>12ヶ月</p> <p>9ヶ月</p> <p>6ヶ月</p> <p>5ヶ月</p> <p>4ヶ月</p> <p>9ヶ月</p> <p>6ヶ月</p> <p>5ヶ月</p>

<p>(2) 秋田県外における違反</p>	<p>1ヶ月以上 6ヶ月以内</p>	<p>エ 営業停止処分がなされたとき。 オ 指示処分がなされたとき。 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 エ 営業停止処分がなされたとき(営業停止処分の区域に秋田県を含む場合)。 オ 営業停止処分がなされたとき(営業停止処分の区域に秋田県を含まない場合)。 カ 指示処分がなされたとき</p>	<p>4ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 5ヶ月 4ヶ月 3ヶ月 2ヶ月 1ヶ月</p>
<p>(廃棄物処理法違反)</p> <p>10 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>11 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 秋田県内における違反</p> <p>(2) 秋田県外における違反</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上 12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上 9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上 6ヶ月以内</p>	<p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p>	<p>12ヶ月 9ヶ月 6ヶ月</p> <p>9ヶ月 6ヶ月 4ヶ月</p> <p>6ヶ月</p>

		イ 一般役員等の逮捕等	4ヶ月
		ウ 使用人の逮捕等	2ヶ月
(暴力的不法行為等) 12 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。	当該認定をした日から 6ヶ月以上 18ヶ月以内	<p>ア 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等 18ヶ月</p> <p>(2) 一般役員等 15ヶ月</p> <p>(3) 使用人 12ヶ月</p> <p>イ 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人・組合等に対して、資金その他の財産上の利益を提供し又は便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等 15ヶ月</p> <p>(2) 一般役員等 12ヶ月</p> <p>(3) 使用人 9ヶ月</p> <p>ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等 12ヶ月</p> <p>(2) 一般役員等 9ヶ月</p> <p>(3) 使用人 6ヶ月</p> <p>エ 代表役員等又は一般役員等が、業務に関し、暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等 12ヶ月</p> <p>(2) 一般役員等 9ヶ月</p> <p>(3) 使用人 6ヶ月</p>	

(不正又は不誠実な行為)			
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内	<p>ア 市発注工事に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 市発注工事に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ウ 業務に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>エ 業務に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>オ 市発注工事に関し、落札決定後に契約を辞退する、低入札価格調査対象からの除外を申し出る等発注者との信頼関係を著しく損なう行為があったとき。</p> <p>カ その他業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>4ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上4ヶ月以内</p> <p>1ヶ月</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内	<p>ア 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。</p> <p>イ 秋田県内におけるもので、その他の場合。</p> <p>ウ 秋田県外におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。</p> <p>エ 秋田県外におけるもので、その他の場合。</p>	<p>9ヶ月</p> <p>4ヶ月</p> <p>6ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>

（商号又は名称）
（代表者氏名） 様

大 館 市 長

指名停止通知書

このたび、貴 様が（の）（1）ことは、誠に遺憾であり、次のとおり指名停止を行うことにしたので通知します。今後は、このような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、当該措置について不服がある場合は、苦情申立てを行うことができます。この場合、（（2）年 月 日）までに大館市総務部契約検査課にその旨を記載した書面（様式は任意。）を提出してください。

1 指名停止の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2 指名停止の理由 (3)

（注）

- 1 (1)には、措置要件に該当する事実を簡明に記載すること。
- 2 (2)には、指名停止期間の終期の年月日を記載すること。
- 3 (3)には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載すること。

様式第2号（第6条関係）

〇〇〇〇契発第〇〇〇号
年 月 日

（商号又は名称）
（代表者氏名） 様

大館市長

指名取消通知書

このたび、貴 に対して 年 月 日付けで指名停止したので、先に通知した次の指名を取消します。

- 1 番号及び件名
- 2 指名年月日

（商号又は名称）
（代表者氏名） 様

大館市長

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け〇〇〇〇契発第〇〇〇号をもって貴 の指名
停止を行った旨を通知したところですが、このたび、次のとおり当該指名停止の期間
を変更したので通知します。

- | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|
| 1 変更前の指名停止の期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 2 変更後の指名停止の期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 3 変更の理由 | | | | |

様式第4号（第6条関係）

〇〇〇〇契発第〇〇〇号

年 月 日

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

大館市長

指名停止措置解除通知書

年 月 日付け〇〇〇〇契発第〇〇〇号をもって貴 の指名
停止を行った旨を通知したところですが、このたび、次のとおり当該指名停止を解除
したので通知します。

指名停止の解除年月日

年 月 日

（関係各課長） 様

総務部契約検査課 課長

指名停止について（通知）

大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱第6条及び大館市指名停止要綱第2条の規定により、次のとおり指名停止を行いましたので通知します。

No	事業者名（所在地）	指名停止該当事実	指名停止理由	指名停止期間
	(1)	(2)	(3)	年 月 日～ 年 月 日 (カ月)

（注）

- 1 (1)には、指名停止の対象となる業者の商号又は名称（常時工事の請負契約を締結する事務所で、大館市に登録されているものの名称を含む。）及びその所在地（市町村名（政令指定都市等である場合には区名を含む。）を記載すること。
- 2 (2)には、措置要件に該当する事実を簡明に記載すること。
- 3 (3)には、別表第1又は別表第2の各号に掲げる指名停止理由を簡明に記載すること。

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

大館市長

指名停止措置に対する苦情申立てへの回答書

年 月 日付けで苦情の申立てがありました次の指名停止の措置について、大館市指名停止要綱第11条に基づき次のとおり回答します。

（1）なお、この回答について不服がある場合は、再苦情申立てを行うことができます。この場合、（(3) 年 月 日）までに大館市総務部契約検査課にその旨を記載した書面（様式は任意。）を提出してください。）

（2）なお、この回答とともに別添のとおり指名停止期間変更（又は指名停止解除）通知書を送付します。）

1 申立ての趣旨

2 回答

（注）

- 1 苦情申立てを認めない内容の回答を行う場合には(1)を記載し、苦情申立てを認める内容の回答を行う場合には(2)を記載すること。
- 2 (3)には、指名停止期間の終期の年月日を記載すること。
- 3 回答には、苦情申立てを認めない場合にはその旨及び理由を記載し、苦情申立てを認める場合にはその旨を記載すること。

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

大館市長

指名停止措置に対する再苦情申立てへの回答書

年 月 日付けで再苦情の申立てがありました次の指名停止の措置について、大館市指名停止要綱第16条に基づき次のとおり回答します。

（(1) なお、この回答とともに別添のとおり指名停止期間変更（又は指名停止解除）通知書を送付します。）

1 申立ての趣旨

2 回答

（注）

- 1 苦情申立てを認める内容の回答を行う場合には(1)を記載すること。
- 2 回答には、苦情申立てを認めない場合にはその旨及び理由を記載し、苦情申立てを認める場合にはその旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置があればその概要を記載すること。